

# 営農環境整備支援事業実施要領

制定 令和6年3月12日 生振第1354号

## 第1 趣旨

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、ほ場や農業機械等に甚大な被害が生じ、被災した農業者の営農継続が懸念されている。

このため、被災した農業者の営農再開・継続に向け、復旧・再建を図るための対策として、営農環境整備支援事業（以下「本事業」とする。）を実施する。

なお、本事業の実施については、国の令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めることによる。

## 第2 事業内容等

本事業で支援する取組は、第1に記載の地震により甚大な被害を受けた地域において、被災した農業者等が営農再開又は集出荷施設等（集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、産地管理施設、生産技術高度化施設及び種子種苗生産関連施設をいう。以下同じ。）における農作物の出荷の円滑化等を図るために共同で行う取組とする。

事業内容、補助対象経費、補助率、助成対象者、事業実施主体、成果目標、事業対象地域は別表1のとおりとする。

ただし、別表1（1）及び（3）の各取組は、受益農家が県内で3戸以上あることを要件とする。

## 第3 助成対象外の経費

次の経費は本事業の助成の対象としない。

- 1 国又は県の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- 2 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等のリース導入経費（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- 3 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入経費
- 4 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 5 助成対象者が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 6 なお、知事は経費に消費税等仕入控除税額が含まれている場合、その判明時期により、

次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助金等の交付決定の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合、消費税等仕入控除税額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- (2) 補助事業等の実績報告の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、精算条件を付した上で消費税額等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、実績報告及び補助金の額の確定について、消費税等仕入れ控除税額を除いた額で行うものとする。
- (3) 補助金等の額の確定後、消費税等の申告により当該補助事業における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、返還条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税等相当額を含む額について額の確定を行うが、消費税等仕入れ控除税額が確定した段階で、事業実施主体を通じその額を返還させるものとする。

#### 第4 事業の実施手続き

##### 1 事業実施計画書の作成等

- (1) 事業実施主体は、別表2に記載の書類を添付した事業実施計画等を作成し、交付申請書に添えて、原則として農林総合事務所長を経由し、知事に提出するものとする。

ただし、必要に応じて市町長を経由し、提出することができる。

- (2) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、重要な変更として、原則として農林総合事務所長を経由し、知事に事業実施計画の変更協議を行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更
- エ 補助金額の増又は3割を超える減

- (3) 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、第4の1の(2)に掲げる変更以外の変更とする。

##### 2 事業実施計画書等の承認

知事は、規則第5条に基づく交付決定を行った場合、併せて、第4の1の(1)により提出された事業実施計画等を承認したものとする。

##### 3 指導監督等

## (1) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に、  
ア 農業機械等のリース契約書等関係書類の管理及びリース期間内の適正な利用  
イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用  
について指導するものとする。

## (2) 助成金の返還等

ア 知事は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業を活用して導入した農業機械等及びパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成対象者に対し既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成事業に関して、助成対象者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の補助相当額を県に返還しなければならない。

エ 知事は、事業実施主体による(1)の指導監督が適正に実施されていないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、イ及びウの規定にかかわらず、事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年6月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を、原則として農林総合事務所長を經由し、知事に報告するものとする。

2 知事は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

## 第6 事業実績の報告

事業実施主体は、事業が完了したとき(第4の1の(2)アによる中止又は廃止の承認があったときを含む)は、その日から20日を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則別記様式第3号に事業の実績報告書を添えて、原則として農林総合事務所を經由し、知事に報告するものとする。

## 第7 その他

1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

## 2 事業費の低減

複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

## 3 関係書類等の保存期間

事業実施主体及び助成対象者は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

### 附則

- 1 この要領は令和 6 年 3 月 1 2 日から施行する。

## 別紙 1

### 農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設における 生産資材の導入に関する基準

農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設について、生産資材の導入助成を受けて再設置を行う場合には、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のア又はイの場合とウを比較し、低い額を補助費の上限とする。

ア 被災を受けた農業ハウス等が園芸施設共済に加入している場合

補助対象経費に $2/3$ を乗じて得た額から支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を差し引いて得た額

イ 被災を受けた農業用ハウス等が園芸施設共済に加入していない場合

補助対象経費に $2/3$ を乗じて得た額から、補助対象経費に被災を受けた農業用ハウス等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示 第655号）別表1の時価現有率をいう。）並びに $4/10$ （園芸施設共済の付保割合の最大値である $0.8$ に $1/2$ を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

ウ 補助対象経費から支払共済金及び市町等の支援措置を控除して得た額

## 別紙2

### リース方式による農業機械等の導入に関する基準等

リース方式による農業機械等の導入支援事業については、以下によるものとする。

#### 1 農業機械等の範囲

本事業の対象とする農業機械等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。
- (2) 助成対象となる農業機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらず、リース方式による導入ができるものとする。  
ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等は除く。

#### 2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（農業機械等を導入して利用する者と農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約であって、リース事業者が利用者に対して貸し付けるために取得した農業機械等を対象とするものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施計画に記載された農業機械等の利用者及び農業機械等に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が4の(3)により決定されたものであること。
- (3) リース期間が2年以上であり、かつ、法定耐用年数以内であること。

#### 3 リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×2／3以内

算式②：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×2／3以内

算式③：助成金の額＝（農業機械等の購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×2／3以内

算式②を用いてリース料助成金を算出する場合において、リース期間は、農業機械等の利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

#### 4 事業実施手続等

##### (1) リース事業計画の作成及び提出

ア 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする農業機械等の利用者に、リース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画（以下「リース事業計画」という。）の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

イ 事業実施主体は、アにより入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記3によりリース料助成額を計算し、別添様式第2号によりリース事業計画を作成し、別記様式第1号に添付のうえ、原則として農林総合事務所長を経由し、知事に提出するものとする。

##### (2) リース事業計画等の承認

知事は、1から3までに掲げる基準を全て満たしているか確認し、内容が適正である場合には、リース事業計画等の承認を行うものとする。

##### (3) リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等の利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は農業機械等の利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

##### (4) 助成金の支払

事業実施主体は、(3)の入札及びリース契約に基づき農業機械等が農業機械等利用者に導入され、当該農業機械等の利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及び農業機械等の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該農業機械等の利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該農業機械等の利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

##### (5) 助成金の管理

事業実施主体は、農業機械等の利用者へリース料助成料を遅滞なく支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。